

令和6年2月14日

職員の懲戒処分について

本学職員による非違行為につき、国立大学法人香川大学職員就業規則に基づき、懲戒処分を行いましたので公表します。

なお、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあると判断されるため、内容の詳細についての公表は控えさせていただきます。

1. 被処分職員の役職

医学部附属病院医員（非常勤医師）（男性・30代）

2. 処分年月日

令和6年2月14日

3. 処分の内容

諭旨解雇

4. 処分事案の概要

被処分者は、令和5年7月下旬から8月上旬、本学医学部キャンパス内の女子更衣室に侵入し、本学学生の白衣等8点を窃取し、建造物侵入と窃盗の疑いで、同年8月22日、警察に逮捕され、その後、不起訴処分となった。

本学の事情聴取により、逮捕容疑に係る事実関係が明らかになった。

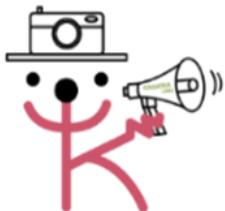
教育機関である本学職員としてあるまじき行為であり、また、本学の医師が同容疑で逮捕されたことは、不起訴処分となつたといえども、本学の信用を失墜させた責任は極めて大きいことから、懲戒処分を実施した。

【処分の公表に際して】

本学職員があるまじき行為を行ったことは、誠に遺憾であり、厳正な処分をいたしました。

本学といたしましては、今回の事態を厳粛に受け止め、今後このようなことが起こらないよう、特に高度な法令遵守が求められる医師に対してコンプライアンスの意識啓発を図るなど再発防止に努める所存です。

国立大学法人香川大学長 上田夏生



➤ お問い合わせ先

香川大学広報室 若井、宮内

TEL : 087-832-1027

E-mail : kouhou-h@kagawa-u.ac.jp